



### 就職活動中のお子さんの保護者向けセミナー

●U29就職マッチング

支援事業(区委託事業)

【日時】7月1日(土)午前10時30分～12時(受け付けは午前10時から)

【会場】東京富士大学本館メディアホール(高田馬場3-8-1)

【対象】就職(転職)活動中のお子さんの保護者

【内容】現在の若者の就職事情や就職活動中の子どもと保護者の関わり方を企業の現役採用担当者が解説

【申込み】電話で同事業事務局(株)HRP内 ☎(3222-1801)へ。ホームページ「新宿区U29しんじゆく図鑑」(http://shinjuku-u29.jp)からも申し込み可能です。

### 「もったいない」食品ロス削減シンポジウム

食べられるのに廃棄される食品「食品ロス」の現状を、パネルディスカッションと映画「もったいない」で知り、食品ロスへの理解を深めてみませんか。

【日時・内容】7月4日(火)、基調講演：午後1時～1時20分(講師は吉井巧/消費者庁審議官)、▼事業者・区民・行政によるパネルディスカッション：午後1時20分～2時50分(コーディネーターは崎田裕子/環境ジャーナリスト、パネリストは岩井正人/日本マクドナルド(株)・永井祐二/早稲田大学環境総合研究センターほか)、▼映画「もったいない」上映：午後3時～4時30分

【主催】新宿区、新宿区3R推進協議会

【共催】早稲田大学環境総合研究センター

【会場】申込み当日直接、早稲田大学大隈記念講堂(戸塚町1-104)へ。先着600名。

【問合せ】ごみ減量リサイクル課(ごみ減量計画係)(本庁舎7階) ☎(5273)3318へ。

### 新宿ビジネス交流会

東京商工会議所新宿支部との共催で開催します。さまざまな業種の方々と交流し、新たな事業展開のきっかけづくりにご活用ください。

【日時】7月14日(金)午後4時～7時

【会場】区立産業会館(B1乙新宿、西新宿6-8-2)

【対象】これから創業を予定している方、創業5年以内の中小企業・個人事業主、60社(1社に付き2名まで)

【内容】▼基調講演(伸びる会社をつくる、創業期3つの戦略)講師は中川智尚(株)カケハシスカイソリューションズ代表取締役社長)、▼グループ交流、▼名刺交換会

【申込み】所定の申込書を6月19日(月)～30日(金)にファックスで東京商工会議所新宿支部 ☎(3345)3290・☎(3345)3251へ。先着順。申込書は新宿区ホームページから取り出せます。

【区の担当課】産業振興課 産業振興係 ☎(3344)0701

### リサイクル講座

①家具長持ち講座

▼②は6月27日(必着)までに新宿リサイクル活動センター(〒169-0075 高田馬場4-10-2) ☎(5330)5374(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。

【対象】区内在住・在勤・在学の方、6名

②牛乳パックで花瓶型ペン立て作り

【日時】7月20日(木)午後1時15分～3時15分

【会場】牛込笹岡地域センター(笹岡町15)

【対象】区内在住・在勤の方、20名

【持ち物】1リットルの牛乳パック(切り開かないもの1個、切り開いたもの1枚)、濃い色柄の包装紙(B4サイズ以上。お持ちの方は和紙)3～4枚、のり、木工用ボンド、洗濯ばさみ20～30個、輪ゴム10本程度、筆記用具

③傘の布でエコバッグ作りと打ち水

【日時】7月27日(木)午後1時～4時

【会場】新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2)

【対象】区内在住・在勤の方と10歳以上のお子さん、20名(大人のみの参加も可)

【持ち物】骨からはずし、布をバラバラにしてアイロンをかけた傘布1本分、裁縫道具(以下共通)……

【費用】②③は100円(資料代) 【申込み】往復はがき(1枚に付き1講座)に4面記入例のとおり記入し、▼①は6月22日(必着)までに西早稲田リサイクル活動センター(〒169-0051 西早稲田3-19-5) ☎(5272)5374(月曜日休館)へ。

## 建築物等を所有・管理する方へ 利用者の安全確保のため 建築物等は 定期的な 調査・検査を

★28年6月から右表「特定建築物に設置された⑩防火設備(防火扉等)」が定期報告の対象になりました

建築物等は、劣化による外壁・看板等の落下や、地震等による大きな被害の発生を未然に防ぐため、計画的な修繕・改修で適切に維持管理することが必要です。

不特定多数の方が利用する特定建築物、防火扉などの防火設備、非常用照明装置などの建築設備、昇降機等の所有者・管理者には、1年または3年に1回、構造や設備等を調査・検査し、結果を区に報告することが建築基準法で義務付けられています(敷地内に延床面積1万㎡を超える建築物がある場合は東京都へご報告ください)。※共同住宅の住戸内は、特定建築物・防火設備・建築設備の定期調査・検査結果の報告対象から除きます。

※新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後は報告不要です。

【問合せ】建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)4323・☎(3209)9227へ。

【29年度の報告の対象】右表のとおり

【報告方法】専門技術を持つ1級・2級建築士または国土交通大臣が定める調査・検査員に依頼し、下記の報告先に報告してください。

【報告先】区が業務を委託している次の受託者  
▶特定建築物・防火設備…東京都防災・建築まちづくりセンター定期報告担当(〒150-8503 渋谷区渋谷2-17-5、シオノギ渋谷ビル) ☎(5466)2001(特定建築物)・☎(5466)4031(防火設備)  
▶建築設備…日本建築設備・昇降機センター定期報告部(〒105-0003 港区西新橋1-15-5、内幸町ケイズビル) ☎(3591)2421

▶昇降機等…東京都昇降機安全協議会(〒151-0053 渋谷区代々木1-35-4、代々木クリスタルビル) ☎(6304)2225

用途	報告の対象となる規模	報告時期
①劇場・映画館・演芸場	次のいずれかのもの、▶地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、▶用途の床面積が200㎡以上のも、▶用途が1階にない建築物の床面積が100㎡を超えるもの	【毎年報告】 11月1日 ～翌年1月31日 29年度の報告対象
②観覧場(屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場	次のいずれかのもの、▶地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、▶用途の床面積が200㎡以上のも(平屋建てで客席・集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く)	
③旅館・ホテル	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、 ③は用途の床面積が2,000㎡を超えるもの ④は用途の床面積が3,000㎡を超えるもの	
④百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗	③は用途の床面積が2,000㎡を超えるもの ④は用途の床面積が3,000㎡を超えるもの	
⑤地下街	用途の床面積が1,500㎡を超えるもの	
⑥児童福祉施設等(高齢者・障害者等向けの就寝施設を除く)	次のいずれかのもの ▶⑥は3階以上、⑦⑧は地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの ▶用途の床面積が300㎡以上のも(平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く)	【3年ごとの報告】 31年5月1日 ～10月31日
⑦病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・児童福祉施設等(高齢者・障害者等向けの就寝施設に限る)	次のいずれかのもの、▶3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、▶⑨は用途の床面積が2,000㎡を超えるもの、⑩は用途の床面積が2,000㎡以上のもの	
⑧旅館・ホテル(③を除く)	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	【3年ごとの報告】 29年5月1日 ～10月31日 29年度の報告対象
⑨学校・学校に付属する体育館	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	
⑩博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場ほか	次のいずれかのもの ▶地下または3階以上(⑭は3階以上)にある用途の床面積が100㎡を超えるもの ▶用途の床面積が500㎡以上のもの	【3年ごとの報告】 30年5月1日 ～10月31日
⑪下宿・共同住宅・寄宿舎の用途と、この表(⑭を除く)の用途の複合建築物	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	
⑫百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗(④を除く)	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	【毎年報告】 前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで(遊戯施設等は6か月ごと)に報告 ※防火設備は30年度までの経過措置あり 29年度の報告対象 ※⑩の防火設備はAの①～⑤・⑫～⑮とBに設置されたものに限る
⑬展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	
⑭複合用途建築物(⑪⑬を除く)	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	
⑮事務所・そのほかこれに類するもの	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	
⑯下宿・共同住宅・寄宿舎(⑰を除く)	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	
⑰高齢者・障害者等向けの共同住宅・寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム)等	次のいずれかのもの、▶地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、▶2階にある用途の床面積が300㎡以上のもの	
防火設備	A 上記①～⑰の特定建築物に設置するもの B 病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・高齢者・障害者等向けの就寝施設(老人ホーム・グループホーム・助産施設等)で床面積が200㎡以上のものに設置するもの	
建築設備	上記①～⑰の特定建築物に設置するもの ※換気設備は自然換気設備を除き、火気使用室・窓のない居室・集会場等の居室に設けられたもの	
昇降機等	⑳エレベーター(工場などの労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く) エスカレーター 小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く) 遊戯施設等(乗用エレベーター・エスカレーターで観光用ものを含む) ※一戸建て・長屋・共同住宅の住戸内に設置したもの(例：ホームエレベーター)を除く	